

(仮)

西宮市子ども・子育て支援事業計画

西宮市次世代育成支援行動計画

【骨子案】

平成 29 年4月

西宮市



# 目次

<b>第1編 計画の策定にあたって</b> .....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の策定体制.....	3
4. 計画の対象・期間.....	3
<b>第2編 計画の基本的な考え方</b> .....	4
1. 基本理念.....	4
2. 基本的な視点.....	4
3. 基本目標.....	5
<b>第3編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状</b> .....	6
1. 人口の動向.....	6
2. 就学前児童等の状況.....	6
3. その他の状況.....	6
4. ニーズ調査からみる子育ての状況.....	6
5. 後期計画等の振り返り.....	6
<b>第4編 計画の施策内容</b> .....	7
1. 重点施策.....	7
2. 施策体系（案）.....	9
3. 施策の展開.....	10
基本目標1 すべての子供の健やかな育ちを支えるまちづくり.....	10
基本目標2 すべての子育て家庭を支えるまちづくり.....	10
基本目標3 社会全体で子供・子育て家庭を支えるまちづくり.....	10
<b>第5編 計画の推進にあたって</b> .....	11
1. 計画の推進体制.....	11
2. 計画の進捗管理.....	11
<b>第6編 資料集</b> .....	11
1. 評価指標一覧.....	11
2. 提供区域、量の見込み及び確保方策一覧.....	11
3. 子育て支援関連事業一覧.....	11
4. 審議会名簿、策定経過.....	11
5. アンケートの概要、パブリックコメントの概要.....	11

# 第1編 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

わが国の合計特殊出生率は近年急激に低下し、平成17年には1.26まで落ち込みました。その後ゆるやかに上昇し、平成26年には1.42まで持ち直しましたものの、引き続き低い水準で推移しています。急速な少子化の進行に伴う少子高齢化によって、労働力の減少や地域社会の活力低下、社会保障費の負担増大に加え、子供同士のふれあいの減少から自主性や社会性が育ちにくくなるといった、様々な影響が懸念されています。

そうした中、国では平成7年の「1.57ショック」を契機に少子化を問題と認識し、平成6年に国や地方自治体だけでなく企業や地域社会を含む社会全体で子育てを支援していくことをねらいとした「エンゼルプラン」を策定、また平成15年には地方自治体及び事業主が子育て支援に係る行動計画を策定・実施していくことを定めた「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）」を制定して、より重点的に対策の推進に取り組むこととしました。続いて平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成27年度から施行されました。

本市においては、次世代法に基づき「西宮市次世代育成支援行動計画（以下「次世代計画」という。）」を策定し、前期計画（平成17年度～平成21年度）、後期計画（平成22年度～平成26年度）を通じて、世帯の小規模化やそれに伴う子育てに不安を抱える保護者への対応、保育所等待機児童対策や子供の安全確保等、本市における諸問題や課題に対し、総合的・一体的な施策の展開を図ってきました。続く平成27年度からは新制度の施行に伴い、「西宮市子ども・子育て会議」を立ち上げ、有識者や子育て当事者・子育て支援当事者等と共に、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「西宮市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を策定しました。事業計画は、潜在ニーズを含め地域の保育需要等を踏まえた各種子育て支援事業の需給計画であり、保育の量的拡充と質の向上等を目的としています。

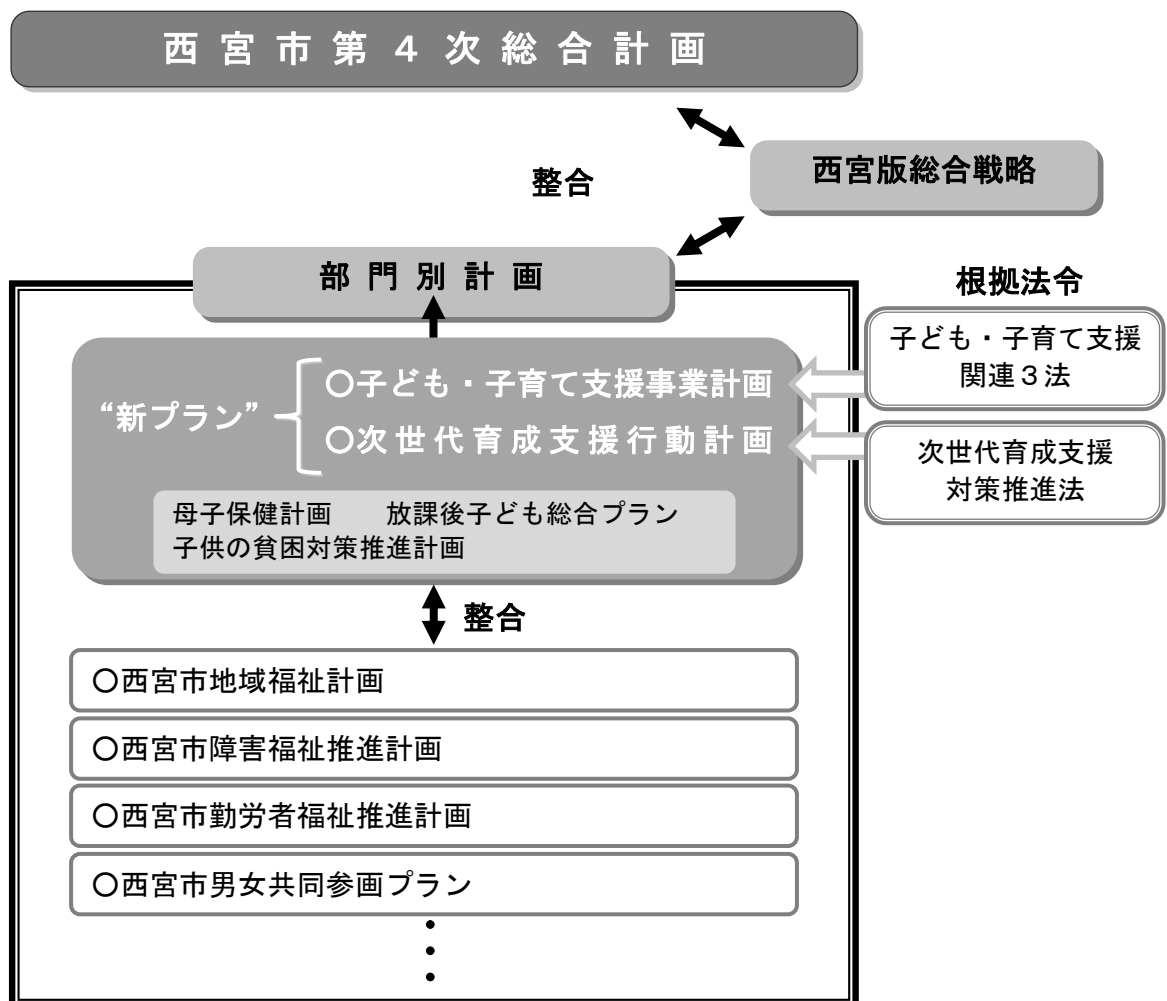
次世代法が平成27年4月から10年間延長され次世代計画の策定が任意とされたことから、本市では次世代計画後期計画を延長し、事業計画と並行して施策にあたってまいりました。この度、平成29年度の事業計画の中間見直しにあわせて2つの計画を統合し、平成36年度までの市の子育て支援施策の方向性や目標を示す新しい計画（以下「新プラン」という。）を策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく法定計画及び、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画として策定します。

策定にあたっては、国の策定指針及び本市の現状と課題に基づき、西宮市幼児期の教育・保育審議会での答申※1、西宮市子ども・子育て会議での意見、次世代計画の評価などを踏まえたものになっています。

また、本市の最上位計画である「西宮市総合計画」※2の部門別計画とし、「西宮版総合戦略」や各部門別計画との整合を図るとともに、「母子保健計画」や「放課後子ども総合プラン」、「子供の貧困対策計画」を包含するものとします。



※1 「幼稚園と保育所、公立と私立、家庭と地域における子育ての役割について」等の6つの諮問項目について、平成22年7月から3か年にわたり審議を行いました。

※2 本市の長期的なまちづくりの基本的方向と事業、施策を総合的、体系的に示し、市政の指針となる市の最上位計画（計画期間は平成21年度から平成30年度まで）。

### 3. 計画の策定体制

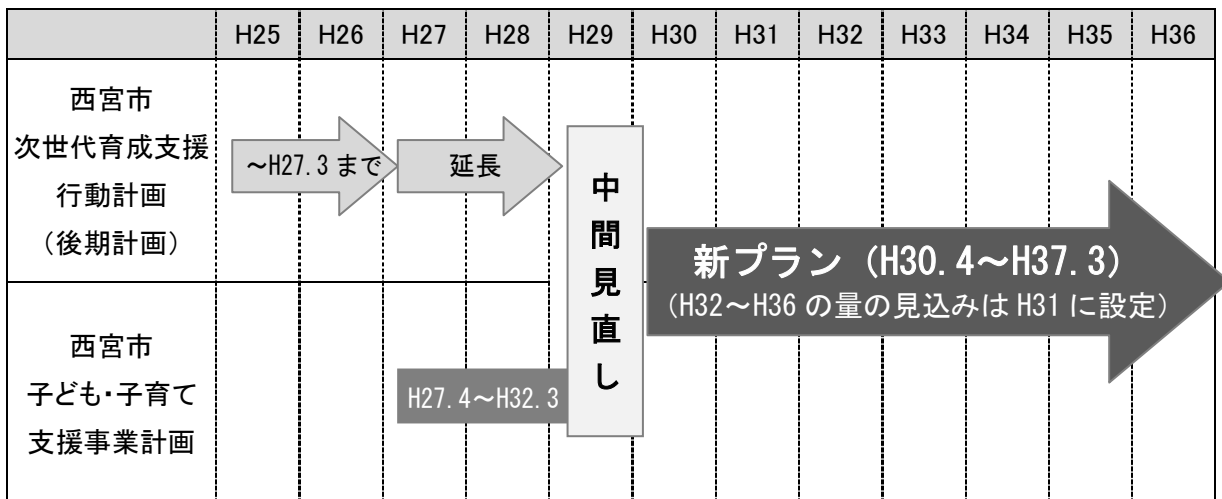
本計画の策定にあたっては、「西宮市子ども・子育て会議」及び「西宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において審議を行い、計画内容の検討を行いました。

また平成 28 年 9 月に「西宮市子ども・子育て支援のためのアンケート調査」を実施し、子育てに係る課題やニーズの把握に努めると共に、計画素案の立案に際しパブリックコメントを実施し市民の皆さまからのご意見を募りました。

### 4. 計画の対象・期間

本計画の対象は、市内に住むおおむね 18 歳未満のすべての子供とその家族、地域住民、事業主とします。

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 36 年度の 7 年間とします。また、事業計画の第 2 次計画の期間にあたる平成 32 年度から平成 36 年度の「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについては、平成 31 年度に設定を行います。



## 第2編 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

基本理念

子供が輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ  
～ 子育てするなら 西宮 ～

### 2. 基本的な視点

#### (1) すべての子供が健やかに成長する社会をめざします

- しっかりとした愛着形成がなされ、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望を育み、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。

#### (2) すべての子供の幸せを第一に考えます

- 社会の希望であり、未来をつくる存在である子供が自身の幸せを実感できるよう、すべての子供の幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。  
また、子供の権利や利益を尊重し、乳幼児期から青年期における個々の成長・発達に応じた育ちや個性を踏まえた取り組みを進めていきます。

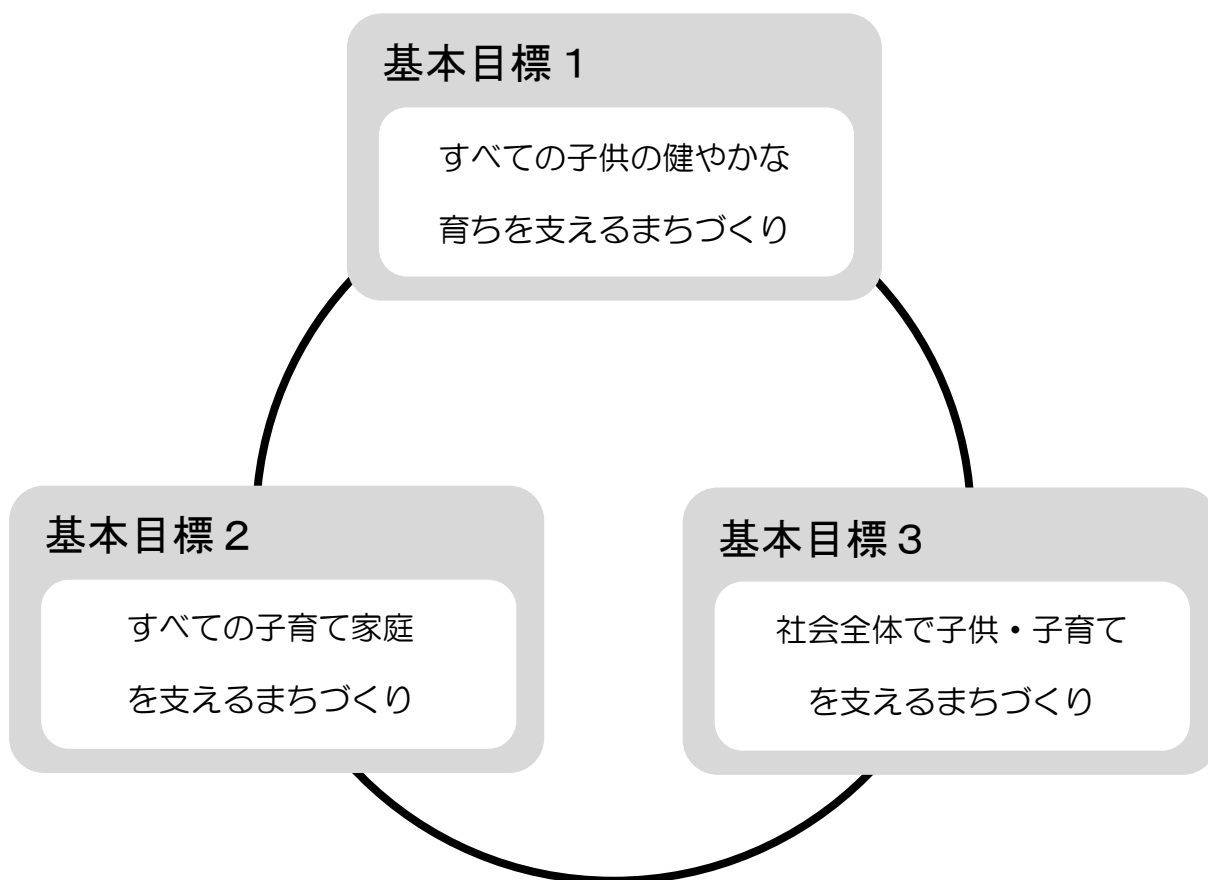
#### (3) 子育てが楽しく思えるまちをめざします

- 子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、すべての子育て家庭を支え、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

#### (4) まち全体で子供を育みます

- 保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子供の成長をともに喜び、安心して子育てができる環境づくりや子供の居場所づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。  
また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携するとともに、子供たち自身が参画する機会をつくり、まち全体で子供を育みます。

### 3. 基本目標





## 第3編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状

### 1. 人口の動向

※人口や世帯等に関する統計を記載します

### 2. 就学前児童等の状況

※就学前児童や保育等に関する統計を記載します

### 3. その他の状況

※母子保健や子供の貧困、いじめ・不登校等に関する統計を記載します

### 4. ニーズ調査からみる子育ての状況

※28年度に実施したアンケート調査結果の概要を記載します

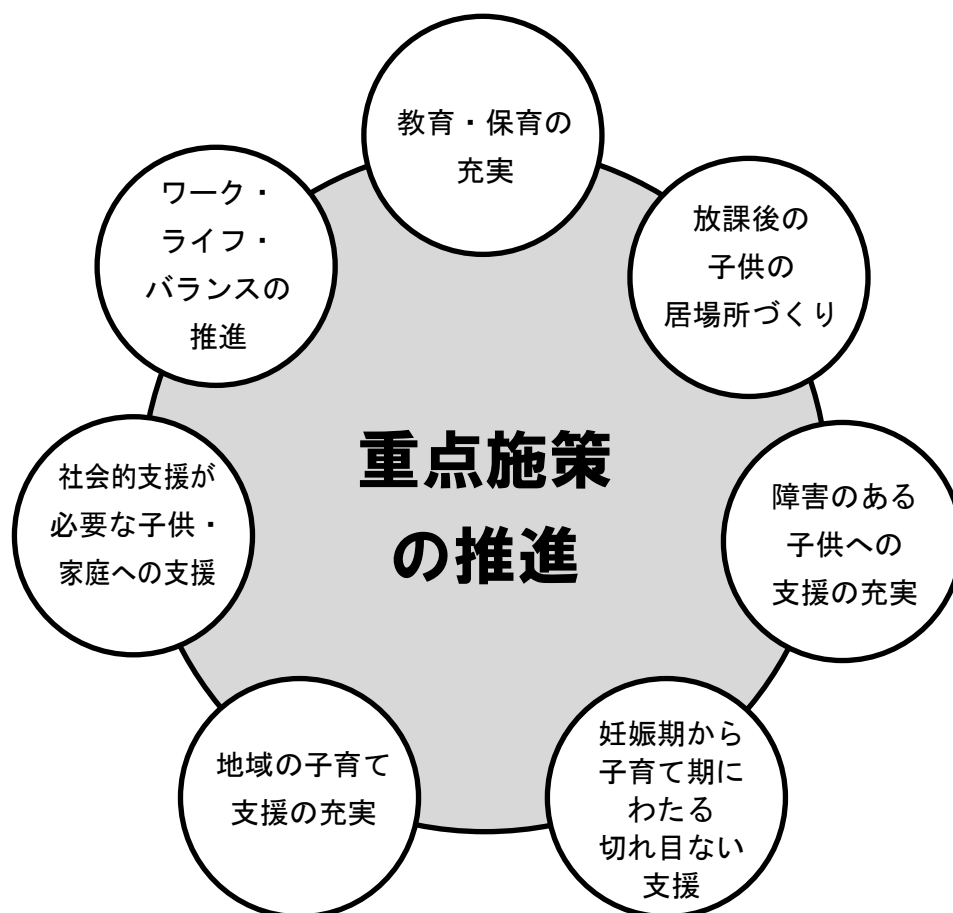
### 5. 後期計画等の振り返り

※次世代後期計画の検証結果の概要等を記載します

## 第4編 計画の施策内容

### 1. 重点施策

次世代計画及び事業計画における国の基本指針に基づくすべての施策から、本市の子育て支援施策における“現状・課題”、“子ども・子育て会議等での意見”、平成 28 年 9 月に行った“アンケート調査結果”を踏まえ、計画期間内（平成 30 年度～平成 36 年度）により重点的に取り組むべき施策を「重点施策」に位置付けます。



※重点施策ごとに現状・課題、主な取り組み、目標値等について記載します

- (1) 教育・保育の充実
- (2) 放課後の子供の居場所づくり
- (3) 障害のある子供への支援の充実
- (4) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援
- (5) 地域の子育て支援の充実
- (6) 社会的支援が必要な子供・家庭への支援
- (7) ワーク・ライフ・バランスの推進

## 2. 施策体系 (案)

子供が輝くまち・人にやさしいまち  
子育てするなら西宮  
にこのみやへ

### 1. すべての子供の健やかな育ちを支えるまちづくり

- (1) 乳幼児期の教育・保育環境の充実
  - ① 保育所の待機児童の解消
  - ② 教育・保育の質の向上
- (2) 子供の生きる力の育成
- (3) 子供の健全育成の推進
  - ① 放課後の居場所づくり
  - ② 体験・交流機会の創出
- (4) 青少年の育成支援の充実

### 2. すべての子育て家庭を支えるまちづくり

- (1) 妊娠期・出産、乳児期における支援
  - ① 安心して妊娠・出産できる環境の整備
  - ② 乳児期の健やかな育ちの確保
- (2) 子育て支援・相談体制の充実
  - ① 子育て支援サービスの充実
  - ② 保育サービスの充実
  - ③ 相談体制、情報提供の充実
  - ④ 親同士の交流機会の確保
- (3) 家庭の教育力の向上
- (4) 子育て家庭への経済的支援の充実
- (5) 特別な支援が必要な子供・家庭への支援の充実
  - ① 子供の貧困対策の充実
  - ② ひとり親家庭の自立支援の推進
  - ③ 児童虐待防止対策の充実

### 3. 社会全体で子供・子育てを支えるまちづくり

- (1) 地域教育力の向上
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進
  - ① 働きやすい職場環境づくりの推進
  - ② 子育て世代への就労支援
- (3) 安心・安全な子育て環境の整備
  - ① 子供の安全対策の充実
  - ② 子育てしやすいまちづくりの推進

### 3. 施策の展開

※基本目標ごとに、それぞれの施策の内容等を記載します

基本目標 1 すべての子供の健やかな育ちを支えるまちづくり

基本目標 2 すべての子育て家庭を支えるまちづくり

基本目標 3 社会全体で子供・子育て家庭を支えるまちづくり

## 第5編 計画の推進にあたって

※計画の推進に向けた体制や進捗管理の考え方について記載します

1. 計画の推進体制
2. 計画の進捗管理

## 第6編 資料集

※計画策定に関する資料を記載します

1. 評価指標一覧
2. 提供区域、量の見込み及び確保方策一覧
3. 子育て支援関連事業一覧
4. 審議会名簿、策定経過
5. アンケートの概要、パブリックコメントの概要